

令和8年度第1回 県医療提供体制協議会

日時：令和8年6月17日(水)18:00～20:00

場所：沖縄県庁6階 第2特別会議室

次 第

- 1 開会
- 2 保健医療介護部長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 新たな地域医療構想の目指す方向性について
 - (2) 構想区域の点検について

(質疑応答)
- 4 閉会

[配布資料]

会次第等

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 次第 | ・・・・・・・・P1 |
| ② 構成員名簿 | ・・・・・・・・P2 |
| ③ 配席図 | ・・・・・・・・P3 |
| ④ 医療提供体制協議会設置要綱 | ・・・・・・・・P4～P9 |

【資料1-1】 新たな地域医療構想の目指す方向性について

【資料1-2】 地域医療構想の策定スケジュール（暫定）

【参考資料1】 オープンデータからみた沖縄県の課題

【資料2】 構想区域の点検について

【参考資料2】 受療動向データの分析

県医療提供体制協議会 構成員一覧

任期　：令和７年12月から令和9年11月末まで

N0	団体名	職	氏名	医療提供体制協議会 設置要綱第4条の該当号	出欠
1	沖縄県医師会	会長	田名　毅	(1) 診療に関する学識経験者の団体	現地参加
2	沖縄県歯科医師会	会長	米須　敦子	(1) 診療に関する学識経験者の団体	現地参加
3	沖縄県薬剤師会	会長	前濱　朋子	(2) 地域の医療関係団体	現地参加
4	沖縄県看護協会	会長	平良　孝美	(2) 地域の医療関係団体	現地参加
5	琉球大学病院	院長	鈴木　幹男	(3) 特定機能病院	現地参加
6	沖縄県病院事業局	局長	本竹　秀光	(4) 公的医療機関	現地参加
7	沖縄県立八重山病院	院長	田仲　　斉	(4) 公的医療機関	現地参加
8	公益社団法人全日本病院協会 沖縄県支部	支部長	銘苅　　晋	(2) 地域の医療関係団体	現地参加
10	沖縄回復期リハビリテーショ ン病棟協会	会長	宮里　好一	(2) 地域の医療関係団体	現地参加
9	沖縄県慢性期医療協会	会長	玉城　　仁	(2) 地域の医療関係団体	現地参加
11	沖縄県地域医療構想アドバイ ザー（一般財団法人沖縄県北 部医療財団）	（理事長）	大屋　祐輔	(6) その他保健医療部長が適当と認 める者	現地参加
12	沖縄県地域医療構想アドバイ ザー（沖縄県立中部病院）	（感染症内科 副部長）	高山　義浩	(6) その他保健医療部長が適当と認 める者	現地参加
13	北部市町村会	理事	渡具知　武豊	(5) 市町村及び医療保険者	欠席
14	沖縄県医師会 （県在宅医療部会長）	常任理事	涌波　淳子	(1) 診療に関する学識経験者の団体	現地参加
15	沖縄県リハビリテーション専 門協会	会長	比嘉　　靖	(2) 地域の医療関係団体	現地参加
16	沖縄県保健医療介護部	部長	諸見里　真	—	現地参加

令和8年度第1回 県医療提供体制協議会 配置図

日時：令和8年6月17日(水)18:00～20:00

場所：沖縄県庁6階 第2特別会議室

スクリーン

沖縄県保健医療介護部長
諸見里 真

沖縄県リハビリテーション
専門協会
会長 比嘉 靖

沖縄県医師会 常任理事
(在宅医療部会長)
涌波 淳子

沖縄県地域医療構想
アドバイザー
高山 義浩

沖縄県地域医療構想
アドバイザー
大屋 祐輔

沖縄県慢性期医療協会
会長 玉城 仁

沖縄回復期リハビリ
テーション病棟協会
会長 宮里 好一

全日本病院協会沖縄県支部
支部長 銘苅 晋

(沖縄県地域医療
構想アドバイザー)
沖縄県医師会
会長 田名 毅

沖縄県歯科医師会
会長 米須 敦子

沖縄県薬剤師会
会長 前濱 朋子

沖縄県看護協会
会長 平良 孝美

琉球大学病院
院長 鈴木 幹男

沖縄県病院事業局
局長 本竹 秀光

沖縄県立八重山病院
院長 田仲 斉

事務局

事務局

出入口

出入口

医療提供体制協議会設置要綱

平成 31 年 4 月 1 日	制定
令和 3 年 6 月 14 日	一部改正
令和 5 年 7 月 4 日	一部改正
令和 6 年 9 月 6 日	一部改正
令和 8 年 6 月 15 日	一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 沖縄県における良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、医療提供体制協議会を設置する。

(構成)

第 2 条 医療提供体制協議会は、次に掲げる会合をもって構成する。

- (1) 県医療提供体制協議会
 - (2) 地区医療提供体制協議会
- 2 前項第 2 号で規定する地区医療提供体制協議会は、二次医療圏ごとに設置し、その名称は次のとおりとする。
- (1) 北部地区医療提供体制協議会
 - (2) 中部地区医療提供体制協議会
 - (3) 南部地区医療提供体制協議会
 - (4) 宮古地区医療提供体制協議会
 - (5) 八重山地区医療提供体制協議会

第 2 章 県医療提供体制協議会

(県医療提供体制協議会の意見聴取事項)

第 3 条 県は、県医療提供体制協議会(以下「県協議会」という。)の構成員から、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 医療計画に関すること(医療法第 30 条の 23 第 2 項で規定する地域医療対策協議会において協議を行う事項を除く)。
- (2) 地域医療構想に関すること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金の都道府県計画に関すること。
- (4) その他、本県の医療提供体制の確保に必要な事項に関すること。

(県協議会の構成員)

第4条 県協議会の構成員は、次に掲げる者の管理者その他の関係者のうちから20人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
 - (2) 地域の医療関係団体
 - (3) 特定機能病院
 - (4) 医療法第31条に規定する公的医療機関
 - (5) 市町村及び医療保険者
 - (6) その他保健医療介護部長が適当と認める者
- 2 前項第1号、第2号及び第5号に掲げる団体等については、当該団体等の推薦に基づき、保健医療介護部長が決定する。
- 3 構成員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(県協議会の議事進行)

第5条 県協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、保健医療介護部長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

(代理出席)

- 第6条** 第4条第2項の規定により団体の推薦を受けて決定された構成員は、やむを得ない事由により協議会に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理として、出席させることができる。
- 2 前項の場合において構成員は書面により代理の者を保健医療介護部長に通知するものとする。

(県協議会への関係者の出席)

第6条の2 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、県協議会に第4条第1項により決定した構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 県協議会に別表に掲げる部会を置く。

- 2 県は、部会の構成員から第3条第1号に掲げる事項について、意見を聴取する。
- 3 部会の構成員は、次に掲げる者のうちから、20人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 診療に関する学識経験者
- (2) その他保健医療介護部長が適当と認める者
- 4 部会の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 部会に部会長1人を置き、部会長は部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の議事進行は、部会長が行う。
- 7 前項の規定にかかわらず、部会長は、部会長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。
- 8 部会長又は部会長から指名を受けた者は県協議会に出席し、意見を述べるができる。

(地区医療提供体制協議会代表者の出席)

第8条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、県協議会に第2条第1項第2号の規定により設置する地区医療提供体制協議会の代表者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(県協議会及び部会の開催通知等)

- 第9条** 県協議会及び部会の開催は、保健医療介護部長が通知する。
- 2 保健医療介護部長は、県協議会及び部会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。
 - (1) 県協議会及び部会の日時及び場所
 - (2) 県が意見を求める事項
 - (3) 県が意見を求める事項の参考となる事項

第3章 地区医療提供体制協議会

(地区医療提供体制協議会の協議事項)

- 第10条** 地区医療提供体制協議会(以下「地区協議会」という。)では、各二次医療圏内の医療提供体制に関して、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の沖縄県地域医療構想の達成を推進するために必要な事項
 - (2) 医療計画の推進に必要な取り組みに関すること。
 - (3) その他、医療の推進に関すること。

(地区協議会の構成員)

- 第11条** 地区協議会の構成員は、協議事項に応じて、次に掲げる者のうちから保健医療介護部長が招集する。
- (1) 医療関係者

- (2) 学識経験者
- (3) 圏域内各市町村の職員
- (4) 医療保険者
- (5) 医療を受ける側を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員（県職員を除く）
- (7) その他保健医療介護部長が適当と認める者

（地区協議会の開催通知等）

第 12 条 地区協議会の開催は、保健医療介護部長が通知する。

2 保健医療介護部長は、地区協議会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 地区協議会の日時及び場所
- (2) 協議事項
- (3) 協議の参考となる事項

（地区協議会の議事進行等）

第 13 条 地区協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、保健医療介護部長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

第 4 章 雑則

（庶務）

第 14 条 県協議会及び地区協議会の運営に係る庶務は、保健医療介護部医療政策課において処理する。

2 部会の運営に係る庶務は、別表で掲げる担当課が処理する。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、県協議会、部会及び地区協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（がん対策及び周産期医療に関する意見聴取）

2 がん対策又は周産期医療に関して意見を聴取する必要がある場合は、沖縄県がん対策推進計画検討会及び沖縄県周産期保健医療協議会を第 7 条第 1 項で定める部会とみなし、同条第 2 項を適用する。

(沖縄県地域医療対策協議会設置要綱等の廃止)

- 3 沖縄県地域医療対策協議会設置要綱（平成 19 年 11 月 15 日要綱）及び沖縄県地域医療対策会議設置要綱（平成 29 年 5 月 11 日要綱）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 6 月 15 日から施行する。

別表（第7条関係）

部会名	担当課
糖尿病対策部会	医療政策課
精神疾患対策部会	地域保健課
救急医療部会	医療政策課
災害医療部会	医療政策課
小児医療部会	医療政策課
へき地医療部会	医療政策課
在宅医療部会	地域包括ケア推進課
新興感染症等医療部会	地域保健課